

第 19 回大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会 議事概要

1 日 時 平成 30 年 9 月 25 日（火）午後 2 時～午後 2 時 45 分

2 場 所 南港市場 福利厚生棟 2 階 会議室

3 出 席 者

（委 員）加藤委員、入江委員、杉本委員、坂東委員、阪本委員、櫻本委員、大林委員、池田委員、松本委員

（以上 9 名）

（大阪市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、渡辺経営改善担当部長兼南港市場長、栗本総務担当課長、更家企画担当課長、菅原将来戦略プラン担当課長、辻本衛生管理担当課長、中尾設備・施設担当課長兼南港市場副場長、澤野食肉衛生検査所長

（以上 9 名）

4 議 題

卸売市場法改正について

その他

5 議事録

（司会）

皆様、お待たせしました。お時間になりましたので、ただいまから、第 19 回大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会を開催いたします。

委員の皆様方には、公私何かと御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会をつとめます、中央卸売市場担当係長の岡田でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

本日は、省エネルギー行動の推進のため「エコスタイル」の軽装とさせていただいておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

お配りしています、「次第」の下にある「関係法令抜粋」の資料を御覧下さい。

本協議会は、卸売市場法第 13 条に基づき、大阪市中央卸売市場業務条例第 64 条で設置し、市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項や業務条例の変更に関する事項について調査審議を頂くことになっております。

現在の委員は、お配りしています「次第」の次にあります「名簿」のとおり 12 名で構成しており、現時点で 9 名、半数以上の御出席を頂いておりますので、業務条例南港市場施行規則第 78 条に基づき成立いたしておりますことをご報告申しあげます。

また、本協議会は、大阪市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は公開

にて行うこととなっており、資料、会議録等については、ホームページなどにより公開することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、受付でお渡ししました、傍聴要領に従い、円滑な協議会の運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

本日お配りしております資料は、「次第」、「委員名簿」、「配席図」、「関係法令抜粋」並びに「(資料1)～(資料8)までの事務局説明資料」となっております。

それでは、本日御出席の委員の皆様を、名簿順にご紹介させていただきます。

大阪商業大学 総合経営学部 教授 加藤委員でございます。

独立行政法人 家畜改良センター 理事長 入江委員でございます。

大阪市食肉市場株式会社 代表取締役社長 杉本委員でございます。

大阪市食肉市場仲卸事業協同組合 理事長 坂東委員でございます。

大阪食肉買参事業協同組合 理事長 阪本委員でございます。

大阪南港臓器株式会社 代表取締役社長 櫻本委員でございます。

大阪食肉臓器株式会社 代表取締役社長 大林委員でございます。

大阪府食肉生活衛生同業組合 理事長 池田委員でございます。

JA 全農ミートフーズ株式会社 常務取締役西日本営業本部長 松本委員でございます。

なお、大阪市会都市経済委員会 委員長の福田委員、大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授の上田委員、弁護士の本間委員におかれましては、御欠席の連絡を頂戴しておりますことをお伝えいたします。

続きまして大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

中央卸売市場長の田端でございます。

企画運営担当部長の中野でございます。

経営改善担当部長兼南港市場長の渡辺でございます。

総務担当課長の栗本でございます。

企画担当課長の更家でございます。

南港市場将来戦略プラン担当課長の菅原でございます。

南港市場衛生管理担当課長の辻本でございます。

設備・施設担当課長兼南港市場副場長の中尾でございます。

健康局食肉衛生検査所長の澤野でございます。

大阪市を代表いたしまして中央卸売市場長の田端よりごあいさつを申し上げます。

(田端中央卸売市場長)

中央卸売市場長の田端でございます。

本日は南港市場運営協議会に、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

また、平素は南港市場の運営をはじめ、大阪市政の各般にわたりまして、温かく御理解、

御協力賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

今年は、6月の大阪北部の大きな地震、また6月から7月にかけての西日本の大豪雨、直近では9月4日の台風21号と、大きな自然災害が頻発している状況でございます。特に台風21号では、この南港市場は非常に大きな影響を受けまして、と畜解体、せりが中止になるというような事態になりましたが、皆様の御理解、御協力の下で、早期に再開できましたこと、誠にあり難く思っております。感謝申し上げます。

先ほど司会からございましたように、この運営協議会は条例に基づく、市長の諮問機関という位置付けでございます。市場の運営や条例の改正等の御審議をいただく、非常に重要な位置付けとなっております。6月22日公布された卸売市場法は、卸売市場法制定以来の抜本的な大改正となっております。この法改正に伴って、今後の業務規程・条例の制定が必要となりますが、南港市場の運営に大きな影響を与えることにもなりますので、是非とも、この運営協議会で今後の法改正の対応等についての御審議を賜りたいと思っております。何卒、よろしくお願い申し上げます。

今回の法改正を契機に、この南港市場がますます発展して、今後とも西日本を代表する中核的な食肉市場として繁栄してまいりますよう、皆様と共に取り組んでまいりたいと存じます。

今年、また来年にかけて、この運営協議会を複数回、開催させていただくことになるかと存じますが、そのような思いで取り組んでまいりますので、何卒、御理解いただきますようお願い申し上げます、開催にあたっての御挨拶といたします。本日は、ありがとうございます。

(司会)

それでは、業務条例南港市場施行規則第77条に基づきまして、議事の進行を加藤会長にお願いいたします。加藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(加藤会長)

加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は「卸売市場法の改正について」ということで、先ほどの市場長のご挨拶にもありましたように、今回の法改正は、卸売市場法が制定されて以来の大きな改正であり、特にその他の取引ルールのあり方については市場の運営に大きく関わることとなりますので、多様な御意見を頂戴したいということで進行を務めさせていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(中野企画運営担当部長)

企画運営担当部長の中野でございます。

私のほうからお手元の資料に沿って「卸売市場法改正について」ご説明させていただきます。

(資料1) をご覧いただきたいと思います。

まずは、卸売市場法の改正の経過でございます。

平成28年11月に有識者の提言を受けて政府が定めた「農業競争力強化プログラム」におきまして、「卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」という方針が打ち出され、大幅に見直しされた改正法案が国会に提出され可決成立し、本年6月22日に公布されておるところでございます。

施行期日につきましては、2年後の平成32年6月に施行される予定となっております。

なお、法改正を受けた政省令案や農林水産大臣が定める卸売市場に関する基本方針(案)につきましては、現在、農林水産省においてパブリックコメントが今年28日までの予定で実施されており、10月頃に策定される予定でございます。

今回の主な改正の項目につきましては下の表に整理しております。

中央卸売市場は、これまで国の認可のもと地方公共団体のみが開設できましたが、改正法では、要件を満たして国が認定すれば民間でも開設できることとなっております。

また、卸・仲卸業者の業務許可については、法に定めがなくなっております。

現行法に定める取引ルールのうち、一部は共通の取引ルールとして引き続き法に規定されますが、一方で改正法に規定されなかった取引ルールは、その他の取引ルールとして、開設者が関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏んだうえで、定めることができることとされております。

引き続き法に規定される共通ルールとしては、差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止などがございます。改正法に規定されないその他ルールには、卸売業者の仲卸業者以外への販売を原則禁止する「第三者販売の禁止」、仲卸業者の卸売業者以外からの買い入れを原則禁止する「直荷引きの禁止」、卸売業者の市場内にある生鮮食料品等以外の卸売を原則禁止する「商物一致の原則」などがございます。

続きまして(資料2)につきましては、ただ今ご説明申し上げました改正内容の概要を農林水産省がホームページ等で公表している資料となります。

その資料の2ページをご覧ください。

II 法律の概要の1の(1)にあります法第一条(目的)ですが、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていると明記され、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めておりまして、そして、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資すること、これを目的として記載されておるところになります。

そして(2)法第3条では、農林水産大臣が①から③に定める事項を内容とする「卸売市場に関する基本方針」を定めるとしております。この内容につきましては後程詳しく御説明させていただきます。

(3)では卸売市場の認定等に関して記載されており、中身については認定の内容を記載

しておりますので、内容については省略させていただきます。

引き続きまして、3ページの(4)では開設者への支援措置が記載されております。

続きまして2は食品流通改善促進法の一部改正の部分となっておりますので、説明の方は省略させていただきます。

続きまして(資料3)ですが、改正後の卸売市場法の全条文を書いたものを添付させていただいておりますので、ご参考にしていただき、説明は省略させていただきます。

(資料4)及び(資料5)につきましては、農林水産省が提示しております卸売市場に関する基本方針(案)と卸売市場法の改正に伴う政省令案(骨子)についてで、先ほど申し上げましたとおり、現在、農林水産省においてパブリックコメントが実施されているところでございます。

その(資料4)をご覧いただきたいと思っております。

卸売市場に関する基本方針、現在、案の段階のものでございます。

基本方針(案)には、法律や政省令に書ききれなかったことを記載していると農林水産省から説明があったところでございます。

基本方針には、法に定める事項が3つ掲げられております。

第1は、「卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項」、第2は2ページの中ほどの四角囲みに記載しておりますが、「卸売市場の施設に関する基本的な事項」、第3は3ページ下ほどの四角囲みで記載しております、「その他卸売市場に関する重要事項」この3つが掲載されているところでございます。

この内容ですが、1ページに戻っていただき最初に、第1の「1 卸売市場の位置付け」でございます。

ここでは、先ほどご説明させていただきました改正卸売市場法第1条の目的にありました卸売市場の役割や、適正かつ健全な運営を確保すること等に関しまして、さらに詳細を定めております。

卸売市場の有する調整機能や卸・仲卸業者の機能が、初めて法律に基づく文書に明文化され、これらの機能が果されることにより「食品等の流通の核」としての役割を果たすことが期待されるとしています。

さらに中ほどのところには、「新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。」ともされております。

後半の段落でいいますと、「公正な取引の場として、公正かつ安定的に業務運営を行い、取引の透明性を高めることにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。」としております。

次に、「2 卸売市場におけるその他のルールの設定」でございまして、その他の取引ルールが例示列挙されており、「ア 商物分離」、「イ 第三者販売」、「ウ 直荷引き」、「エ 自己買受け」などが記載をされております。

ページの下方には、開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、取引参加者の意見

を偏りなく十分に聴き、今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行うことが定められております。

2 ページをご覧ください。

「3 卸売市場における指導監督」には、2 つの項目が掲げられており、「(1) 開設者による指導監督」として、取引参加者への指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずることや、卸売業者の財務の状況を定期的に確認することとされております。

また、「(2) 国及び都道府県による指導監督」では、国や都道府県は毎年、開設者から卸売市場の運営状況や卸売業者等の業務状況を報告させて把握することとしており、開設者への報告徴収及び立入検査を行い、指導、助言、措置命令や、重大な法令違反等があった場合は卸売市場の認定取消により、卸売市場における公正な取引を確保するとして、国が引き続き開設者を通して卸売市場の運営や卸売業者の業務に関与していくこととしております。

続きまして、「第 2 卸売市場の施設に関する基本的な事項」についてでございます。

「1 卸売市場の施設整備の在り方」については、卸売市場は円滑な取引に必要な規模及び機能を確保することや、卸・仲卸業者等の保有しております、いわゆる場外指定保管場所の位置づけを定めております。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、その下から記載されております(1)から(5)までのような、事業展開が期待されております。

「(1) 流通の効率化」では円滑に搬出入を行えるトラックバースや一括して選果等を行う選別施設の整備、また、物流拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するなど、他の卸売市場と連携した流通の効率化への取り組みといった事が記載されております。

「(2) 品質管理及び衛生管理の高度化」ではコールドチェーンの確保や HACCP など高度な衛生管理に資する施設整備への取り組みが書かれております。

「(3) 情報通信技術その他の技術の利用」では、「温度管理状況」、「在庫状況」、「出荷・発注状況」などをリアルタイムで把握するなどの効率的な商品管理等への取り組みについて記載がされております。

「(4) 国内外の需要への対応」では、国内の需要に対応する加工施設、小分け施設、パッケージ施設の整備や、海外の需要に対応する施設整備への取り組みについて記載されております。

「(5) 関連施設との有機的な連携」では、関係者間の調整を行ったうえで卸売市場外で取引される食品等を含めた効率的な輸送や、加工食品の製造などの関連施設整備への取り組みについて記載がされております。

このような 5 つの事業展開が期待されているということで、中央卸売市場だけでなく地方卸売市場に期待されている内容も多く入っております。

続きまして、「2 国による支援」といたしまして卸売市場の施設整備には、現行法と同様、

予算の範囲内で整備費用の10分の4以内を国が補助するとされております。

次に、「第3 その他卸売市場に関する重要事項」についてでございます。

まず、「1 災害時等の対応」といたしまして、開設者、卸・仲卸事業者は事業継続計画（BCP）の策定等に努めることや、「2 食文化の維持及び発信」では、多種多様な食材の供給や食文化の維持及び発展に努めることという内容が掲載されております。

「3 人材育成及び働き方改革」では、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等の労働環境の改善に努めることとされております。

これが卸売市場法の基本方針（案）でございます。

続きまして（資料5）をご覧ください。卸売市場法改正に伴う政省令案の骨子でございます。

政省令案につきましては、改正卸売市場法における政省令へ委任されているものが記載されており、主に事務手続き的な内容となっておりますので説明は省略させていただきます。

続きまして（資料6）につきましては、本年6月14日に参議院の農林水産委員会において全会一致でなされた附帯決議でございます。今回の法改正では、大幅に見直しがなされている一方で、この附帯決議は、7項目の初めの1にありますように「生鮮食料品等の安定供給等に重要な役割を果たしている卸売市場の公的機能が引き続き維持・発揮できるよう、卸売市場に対する指導・監督・検査・支援などの関与を適切に実施すること」など、卸売市場の持つ高い公共性を踏まえた内容のものとなっております。

以上が、＜卸売市場法改正の概要について＞の説明でございます。よろしくご審議の程、よろしく願いいたします。

（加藤会長）

ありがとうございました。

それでは御質問等ございましたら頂戴したいと思いますのでよろしくお願いします。

【質問・意見なし】

よろしいでしょうか。それでは、今後の運営協議会の進め方について、事務局の方で考えがあるようですので説明よろしく申し上げます。

（中野企画運営担当部長）

それでは引き続き、御説明の方をさせていただきます。（資料7）及び（資料8）のご準備をお願いいたします。

今回の法改正の対応といたしましては、当市場においても、取引ルールをはじめとした市場運営に必要な事項を条例で定める必要がございます。特にその他の取引ルールに関しましては、高度な専門的知見を要するものであり、かつ、市場での取引に参加される皆様方にも

大きな影響がありますことから、基本方針案にも記載されておりましたように卸売業者・仲卸事業者だけでなく出荷者や売買参加者をはじめ取引参加者の多様なご意見等をお聞かせいただく必要がございます。

冒頭に触れさせていただきました関係法令抜粋を御覧いただきたいのですが、その２ページ、これが大阪市中央卸売市場業務条例第 64 条、市場運営協議会について書いた条例の所でございます。その 64 条の第 5 項では、「市長は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。」という条文がございます。先ほど申しましたとおり、多様なご意見をお聞かせいただくため、専門委員を設置し、専門委員と私ども開設者とで、取引参加者の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと考えておるところでございます。

専門委員につきましては、(資料 7) にございますとおり、運営協議会委員の加藤会長と、入江委員の 2 人を専門委員としてお願いをさせていただきたいと考えております。この 2 人と開設者で取引参加者の皆様の所に御意見を伺いにまいりたいと考えております。

御意見を伺った後、どのようなスケジュールで進めるかということでございますが、それについては(資料 8) をご覧いただきたいと思っております。(資料 8) に記載しておりますとおり、平成 30 年 10 月から 12 月にかけて専門委員と開設者とで、取引参加者の皆様のご意見をお聞かせいただいた後、御意見をとりまとめ、開設者の考え方を加えまして、平成 31 年 1 月中を目途に次回の運営協議会を開催させていただきたいと考えております。

その審議の状況によりましては、年度内にもう一度、開催させていただくこともございますので、よろしく願いいたします。

法改正に関します最終の運営協議会につきましては、31 年の 7 月頃に記載されておりますパブリックコメントを実施する場合や、市会へ条例改正案の議案上程、周知期間などを勘案しますと、来年 7 月頃に条例改正案を最終の運営協議会に提示させていただき、ご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、お忙しいと存じますが、その際にはよろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(加藤会長)

ありがとうございました。運営協議会の下に取引ルールのあり方について、専門委員を置いて、私と入江委員が委員を務める。それに伴う条例改正に向けたスケジュールを今、御報告をいただきました。これについて、御質問、御意見をありましたらよろしく願いいたします。

(阪本委員)

資料 1 の 2 ページに、改正法で定めのない、その他ルールとありますけど、その中に卸売

業者は仲卸業者以外の者に卸売をしてはならないとあるが、私は買参組合ですから、この中には買参は含まれているんですね。

(中野企画運営担当部長)

仲卸業者等の等の中に買参人の方が入っておられます。

(阪本委員)

それ以外の買出人というポジションなんですね。

(中野企画運営担当部長)

そのとおりです。

(阪本委員)

了解です。

(加藤会長)

よろしいでしょうか。特に御質問は無いようですので、先ほど事務局から説明がありましたように、私と入江委員と開設者と共に10月～12月にかけて、本協議会委員の取引参加者の皆様の御意見を聞かせていただくために、お伺いさせていただきます。大変お忙しいとは思いますが、御協力の程、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは事務局より何か連絡することはありますでしょうか。

(更家企画担当課長)

特にございません。

(加藤会長)

事務局からは特にないようですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

特に無いようですので、本日予定している議題については終了ということで、事務局へお返しします。

(司会)

加藤会長、御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第19回大阪市中心卸売市場南港市場運営協議会を閉会させていただきます。

今後とも委員の皆様方には大阪市中心卸売市場への一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。